

遺贈寄附の事務手続きに関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）とNPO法人 相続・不動産サポートセンター（以下「乙」という。）は、遺贈寄附の事務手続きに関し、次のとおり合意し、本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、遺贈寄附の事務手続きに係る事業支援・広報等を行うことを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、業務に支障のない範囲で協力する。

- （1）遺贈寄附の普及啓発や甲への遺贈寄附に係る広報に関すること
- （2）遺贈寄附を促進する体制・仕組みづくりに関すること
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙の連携協力に要すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（連携事項の内容）

第3条 甲及び乙の連携事項の内容は、次の各号に定めるものとする。

- （1）乙が、甲への遺贈を希望する市民等（以下、「遺贈希望者」という。）に対し、その専門的知識を有するスタッフにより、遺贈寄附に関する相談を受けること。
- （2）乙が各種士業や金融機関、終活支援事業者等と提携し、必要に応じて遺贈希望者に案内・紹介すること。
- （3）第1号に定める遺贈寄附に関する相談、及び前号に定める案内・紹介に関する費用は無料とし、かつ甲に当該相談及び紹介に関する費用負担が発生しないようにすること。
- （4）遺贈希望者から乙に相談があった場合は、その内容を乙から甲に共有し、甲乙で方針を協議してから手続きを進めること。
- （5）甲が直接受け入れることが困難な不動産や有価証券等の現金以外の財産について、乙が不動産換価を行う協力事業者等（第6条に定める協力事業者等をいう。）と協力し換価等に対応すること。
- （6）本事業に関する遺贈希望者からの問い合わせには、乙が対応すること。
- （7）その他甲及び乙が必要と認める事項

（広報活動への事前了承）

第4条 甲及び乙は、本協定に係る広報活動を行うとき、又は文書等に甲及び乙に関する内容を記載するときは、事前に互いの了解を得るものとする。

(報酬等)

第5条 甲及び乙は、本協定に定める事項に関し相互に何らの報酬も求めないものとする。前条に規定する広報活動に要する費用についても同様とする。

(協力事業者等への対応)

第6条 本事業の実施に当たり、協力事業者等と共に実施する場合には、協力事業者等においても本協定に定めた条件等を遵守することに合意していることを要件とするものとする。

(協定内容の変更等)

第7条 甲及び乙は、本事業の運用状況を踏まえ、次の各号に掲げる場合にはその都度協議の上、協定内容の変更を行うものとする。

- (1) 甲及び乙のいずれかから協定内容の変更の申し出があったとき
- (2) 本協定の目的に照らして甲及び乙が定期的に検証を行った結果、本協定内容の見直しが必要であると合意したとき
- (3) 協定に定めのない事項等が生じたとき

(協定の解除)

第8条 第10条に規定する有効期間中、甲及び乙は本協定を解除することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 解除しようとする日から60日前までに書面で解除の意思を示した場合
- (2) 乙の財務状況の悪化等により、本協定に支障が生じると判断されるとき。
- (3) 社会的信用の著しい損失等により、本支援事業者として適切ではないと判断されるとき。
- (4) 第3条各号に定める連携事項の内容のいずれかにつき乙の対応が必要な状況であるにもかかわらず、乙がその故意又は重大な過失により対応しなかったとき。
- (5) 本協定の有効期間中、提案時の資格要件に抵触することが明らかになったとき。
- (6) その他、協定の締結が適当でないと判断されるとき。

(免責)

第9条 甲及び乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力できなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。ただし、第2条第1項の規定による協力の実施により生じた問題について、甲又は乙の故意又は重大な過失によるものであった場合は、この限りではない。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲又は乙が利用状況や課題の改善状況等を踏まえ、終了期間の延長を申し出たときは、甲及び乙で協議し、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定を更新することができる。また、その後も同様とする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の個人情報等の秘密情報について、相手方の事前の書面による承認を得た場合又は法令等に定めがある場合を除き、これを第三者に開示・漏えいしてはならない。また、本協定に係るもの以外に利用しないこと。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

令和7年7月1日

甲 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市

川崎市長

福田紀彦

乙 東京都渋谷区東一丁目1番37号大希青山ビル
NPO法人 相続・不動産サポートセンター
理事長 宮川大輝